

(2)療育手帳（程度区分：㊤・㊤-1、2・A-1、2・B-1、2）

知的に障害のある方が各種福祉サービスを受けるため等に必要の手帳です。

【問い合わせ先・申請窓口】

町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 TEL 80-3300

※ 所定の申請書、診断書等は健康福祉課福祉係に備えてあります。

① 療育手帳の各種申請

項目		提出書類・添付書類 等	
新規申請		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 （ 交 付 再判定 再交付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・ 印鑑
紛失したとき			<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・ 印鑑
破損したとき			<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・ 印鑑 ・ 破損した療育手帳
再判定の時期が来たとき			<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・ 現在持っている療育手帳 ・ 印鑑
本人が死亡したとき			<ul style="list-style-type: none"> ・ 返還届 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在持っている療育手帳 ・ 印鑑
本人または保護者の…	氏名が変わった 転居（町内）した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項変更届 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在持っている療育手帳 ・ 印鑑
	町外（県内）へ転出		<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出先で「記載事項変更届」を提出する等、手続きをお願いします。 ※ 手当等を受給している場合には、その失権届を提出してください。
	県外へ転出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返還届 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在持っている療育手帳 ・ 印鑑 	

※ 都道府県を越えて転出される場合、療育手帳は都道府県ごとに障害の認定・記載が異なりますので、手帳を千葉県へ返還してください。また転出先で手続きをお願いします。

※ 療育手帳には、障害の程度に係る次期判定年月日が定められています。この再判定を怠ると、各種福祉サービスが受けられなくなる場合がありますので、忘れずに手続きを行ってください。次期判定年月日の2ヶ月前から申請を受け付けられます。

② 調査・判定等取扱機関（障害程度の認定他）

療育手帳交付申請手続き後の具体的な調査・判定等は、下記機関が取り扱います。

	申請窓口	判定機関
18歳未満	東庄町 健康福祉課	銚子児童相談所 TEL 0479-23-0076
18歳以上	東庄町 健康福祉課	千葉県障害者相談センター TEL 043-291-6872